

建設局総務部職員課担当係長、建設局支部書記長との事務折衝

令和 7 年 5 月 30 日

事業所の職員にかかる勤務労働条件について事務折衝（議事録）

（局）

今般、東部方面管理事務所設備課の職員 1 名、水質試験所の職員 1 名、中浜工営所の職員 1 名、鶴見緑地公園事務所の職員 2 名、西部方面管理事務所管理課の職員 2 名、西部方面管理事務所設備課の職員 2 名、市岡工営所の職員 4 名、大阪城公園事務所の職員 3 名、住之江工営所の職員 1 名、長居公園事務所の職員 2 名、北部方面管理事務所管理課の職員 4 名、野田工営所の職員 4 名、扇町公園事務所の職員 3 名について、月間の時間外労働時間が 30 時間を超える見込みであることから、36 協定第 4 条に基づく特別延長を実施したいと考えているので、よろしくお願いしたい。

（支部）

当該職員に関する時間外労働時間の特別延長については了解した。

なお、管理監督者においては、今後とも適切な業務執行管理を行い、時間外労働の縮減に努められたい。

また、やむを得ず時間外労働を実施する場合には、職員の健康状態に十分配慮した上で就労させるよう、今一度求めておく。

（局）

適切な業務執行管理及び時間外労働の縮減については、引き続き管理監督者に要請するとともに、職員の健康状態についても、今後とも十分に配慮していきたい。